

津市公告第163号

津市公式LINEシステム構築及び運用保守業務について、別紙のとおり
公募型プロポーザルを実施するので、公告します。

令和6年11月1日

津市長 前 葉 泰 幸



別紙のとおり

津市公式LINEシステム構築及び運用保守業務
プロポーザル方式実施要領

令和6年11月

津 市

津市公式LINEシステム構築及び運用保守業務プロポーザル方式実施要領

1 趣旨

コミュニケーションアプリLINEを活用し、情報を個別に伝えることができる機能やメール連携等、情報発信力の強化と市民サービスの向上を目的に津市独自のメニューを搭載した公式LINEシステムの導入を行う。当該目的を達成するために必要なシステムの導入は、事業者独自のノウハウ等による高度かつ専門的な技術に基づき実施されるものであり、個々の事業者の有する実績、専門性、技術力、企画力、創造性等価格以外の要素を含め、デザインや機能等を総合的に判断し、当該業務等の履行に最も適した候補者をプロポーザル（公募型企画提案）方式により決定する。

2 業務概要

(1) 件名

津市公式LINEシステム構築及び運用保守業務

(2) 業務の目的

当該業務は、現在月2回発行している広報紙を令和7年4月から月1回の発行とすることもあって、情報発信の適時性が保たれるようLINEやフー社が開発・運営するコミュニケーションアプリLINEの市公式アカウントを開設し、市民に届く情報を補完するとともに、アプリの特性である即時性と情報を個別に伝えることができる機能を活用し、市民生活に関わる情報や防災情報など多岐に渡る行政情報の発信力強化を図ることを目的としている。本市がすでに導入しているアプリやオンライン申請等を活用しながら、本市が必要とする機能を備えた独自のLINEシステムの導入及び運用サポート等を行う。

(3) 業務内容

津市公式LINEシステム構築及び運用保守業務に係る業務内容は、次のとおりとする。詳細については、本業務に係る仕様書において定めるものとする。

ア 津市公式LINEシステム導入業務

システム導入、メニュー設定、操作研修等

イ 津市公式LINEシステムに係るサービス利用

サービス等の利用

- ウ 津市公式LINEシステム運用サポート業務
技術サポート業務等、問い合わせ対応、操作研修等
- (4) 実施形式
公募型プロポーザル方式
- (5) 履行期間
 - ア 津市公式LINEシステム導入業務
契約締結日から令和7年3月31日まで
 - イ 津市公式LINEシステムに係るサービス利用
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
 - ウ 津市公式LINEシステム運用サポート業務
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
- (6) 提案見積上限額
契約締結日から令和12年3月31日までの期間の委託業務等に係る提案上限額の総額は、5,830,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。
ただし、この金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。
本業務に係る提案見積書（様式9-1）及び見積内訳書（様式9-2）を提出する際は、この提案見積上限額を超えてはならないものとし、超えた提案については無効とする。
なお、提案見積上限額には、当業務に係る全ての経費を含むものとするほか、運用開始から令和7年3月31日までの2-(5)-イ及びウに係る費用についても2-(5)-アの費用に含めるものとする。また、契約については、「津市公式LINEシステム導入業務」、「津市公式LINEシステムに係るサービス利用」及び「津市公式LINEシステム運用サポート業務」に係る契約をそれぞれ締結する。

3 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次の全ての要件を満たすものであること。

- (1) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合に

あつては、以下の書類を提出し確認を受けていること。

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)

イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)

ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑(登録)証明書

(2) 国税、本社所在地における都道府県税及び市町村税（支店等がこの公募型プロポーザルに参加及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

(4) 本公告から契約締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けている者でないこと。

(5) 入札参加資格審査の申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(6) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行

に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (8) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。
- (9) 過去５年間に、本市と同規模人口の自治体においてＬＩＮＥのシステム導入及びサポートに係る実績を有していること。
- (10) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマークを付与されていることまたは、情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）認証を取得していること。

４ 企画提案書提出までの流れ

- (1) 本プロポーザルに関する質問の受け付け

本プロポーザルの内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 提出期限

令和６年１１月１１日（月）午後５時まで（期限内必着）

イ 提出方法

「仕様書等に関する質問書」（様式１）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。

（E-Mail：229-3111@city.tsu.lg.jp）

また、提出後、津市公式ＬＩＮＥシステム構築及び運用保守業務プロポーザル方式審査委員会事務局（以下「事務局」という。）まで受信状況について電話確認をすること。（電話：０５９－２２９－３１１１）

質問者には、質問の内容について確認を行うことがある。

なお、電話・口頭等によるものや提出期限後に提出された質問については、一切受け付けない。

- (2) 本プロポーザルに関する質問に対する回答

質問に対する回答は、令和６年１１月１３日（水）午後５時１５分までに津市ホームページに質問者名は公表せず掲載し、電話・口頭での回答等個別には対応しない。

なお、回答に対する再質問は認めないので、質問内容を明確に記載し、

提出すること。

(3) 参加申込書等の提出

参加申込事業者は、次のとおり必要書類を事務局に提出し、参加資格審査を受けること。

ア 提出書類

- (ア) 参加申込書（様式 2）
- (イ) 参加事業者整理表（様式 3－1）
- (ウ) 履行実績届出書（様式 3－2）
- (エ) 宣誓書（様式 3－3）
- (オ) 国税の未納の税額がないことの証明書
- (カ) 都道府県民税及び市町村税の完納証明書
- (キ) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマークを付与されていることまたは、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得していることが確認できるもの

イ 提出期限

令和 6 年 1 1 月 1 4 日（木）午後 5 時まで（期限内必着）

ウ 提出方法

下記の提出先に持参又は郵送すること。ただし、持参の場合は、提出期限までの土曜日・日曜日・祝日を除く、平日の午前 8 時 3 0 時から午後 5 時までとする。

また、郵送方法は次のいずれかとする。

- (ア) 一般書留
- (イ) 簡易書留
- (ウ) 特定記録郵便
- (エ) 小型特定封筒（スマートレター）
- (オ) 特定封筒郵便物（レターパックプラス、レターパックライト）

エ 提出先

(ア) 持参の場合

三重県津市西丸之内 2 3 番 1 号

津市政策財務部広報課（津市役所本庁舎 3 階）

(イ) 郵送の場合

〒 5 1 4－8 6 1 1

三重県津市西丸之内 2 3 番 1 号 津市政策財務部広報課宛

郵送の場合は、提出期限までに、津市総務部総務課文書・公開担当に到着したものを受け付けるものとする。

オ 参加申込事業者への資格審査結果通知

事務局による参加資格審査後、令和6年11月15日（金）以降に、各参加申込事業者に対して、参加資格審査結果の通知を電子メールにて行った後、書面を発送する。

なお、電話・口頭等による審査結果に関する問い合わせには回答しない。

カ 応募を辞退する場合

参加申込を行った後に辞退する場合は、令和6年12月9日（月）午後5時までに「参加辞退届」（様式4）を事務局へ電子メールにより提出すること。（E-Mail：229-3111@city.tsu.lg.jp）

また、提出後、事務局まで受信状況について電話確認をすること。

（電話：059-229-3111）

(4) 企画提案書等の提出

参加資格審査により、参加資格を有すると認められた参加事業者は、次のとおり事務局に津市公式LINEシステム構築及び運用保守業務に係る企画提案書（以下「企画提案書」という。）等を提出すること。

企画提案書については、要領別紙1「企画提案書作成要領」を基に作成すること。

ア 提出書類

- (ア) 企画提案書提出届（様式5）原本1部
- (イ) 企画提案書 正本1部・副本14部
- (ウ) 企画提案書をPDF形式で格納したCD-R 1枚
- (エ) 企画提案書記載項目（様式6）1部
- (オ) 業務実施体制調書（様式7）1部
- (カ) 再委託調書（様式8）※該当がある場合
- (キ) 提案見積書（様式9-1）及び見積内訳書（様式9-2）原本各1部

※ 提案見積書及び見積内訳書は割印の上、封緘し、提出のこと。

イ 提出期限

令和6年11月22日（金）午後5時まで（期限内必着）

ウ 提出方法

下記の提出先に持参又は郵送すること。ただし、持参の場合は、提出期限までの土曜日・日曜日・祝日を除く、平日の午前８時３０時から午後５時までとする。

また、郵送方法は次のいずれかとする。

- (ア) 一般書留
- (イ) 簡易書留
- (ウ) 特定記録郵便
- (エ) 小型特定封筒（スマートレター）
- (オ) 特定封筒郵便物（レターパックプラス、レターパックライト）

エ 提出先

- (ア) 持参の場合

三重県津市西丸之内２３番１号

津市政策財務部広報課（津市役所本庁舎３階）

- (イ) 郵送の場合

〒５１４－８６１１

三重県津市西丸之内２３番１号 津市政策財務部広報課宛

郵送の場合は、提出期限までに、津市総務部総務課文書・公開担当に到着したものを受け付けるものとする。

５ 企画提案に係る審査等

- (1) 提案審査及び評価方法

津市公式ＬＩＮＥシステム構築及び運用保守業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書の審査を行い、また、プレゼンテーションにより、企画提案内容を公正かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を契約の相手方となる最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選考する。

審査は、要領別紙２「津市公式ＬＩＮＥシステム構築及び運用保守業務プロポーザル方式審査項目及び審査基準」に基づいて行い、第１次審査では、企画提案評価及び数値評価を書面で審査し、第２次審査では、企画提案書の内容を説明するプレゼンテーション及び質疑応答による審査を行う。それぞれの審査の評価に係る評価点（第１次審査：配点８０点（価格点を含む）、第２次審査：配点１２０点）の合計点により最優先候補者を選定する。ただし、評価点の合計点が５０％（１００点）に満たない提案者は選定対象から除外する。

また、評価点の合計点が同点の場合は、審査員全員で無記名投票を行い、最も多く票を得票したものを最優先候補者とする。得票についても同票であった場合は、審査委員長が最優先候補者を選定する。

なお、企画提案が1者のみの場合であっても、第1次審査及び第2次審査を実施する。

(2) 第1次審査の実施について

第1次審査では、提出された企画提案書の書面審査及び価格点による評価を行い、それらの評価点の合計点の上位2者程度を第1次審査通過者とする。価格点については、小数点第1位まで（第2位を四捨五入）算出し、評価を行う。

(3) 第1次審査結果通知

令和6年12月4日（水）（予定）に、各参加事業者へ電子メールで通知した後、書面を発送する。

なお、電話・口頭等による審査結果に関する問い合わせには回答しない。

(4) 第2次審査（プレゼンテーション）の実施について

第1次審査通過者については、企画提案内容に関するプレゼンテーション及び質疑応答による審査を行う。プレゼンテーションは、1参加事業者当たり説明30分以内、質疑応答30分程度とする。

ア 実施日時（予定）

令和6年12月10日（火）午前9時から正午まで

イ プレゼンテーション会場（予定）

津市役所本庁舎4階 庁議室

※ 上記は、予定のため各参加事業者に別途通知する日時及び場所を確認すること。

ウ 留意事項

プレゼンテーションの参加人数は、3名までとし、実際に業務を主として担当する予定の者を出席させること。また、プレゼンテーションにおいて、必要となる機材のうちプロジェクター及びスクリーン、レーザーポインターについては、事務局において準備するが、その他必要とする機材については、参加事業者が準備すること。

(5) 第2次審査結果通知

令和6年12月11日（水）以降速やかに、各参加事業者へ電子メールで通知した後、書面を発送する。

なお、電話等による審査結果に関する問い合わせには回答しない。

6 受注者の決定

審査委員会において、決定された最優先候補者は、本市と業務仕様の内容について協議等の上、見積書を徴取した後、地方自治法施行令第167条2第1項第2号による契約の締結を行うこととする。ただし、最優先候補者と協議が整わない場合、その者の最優先候補者としての決定を取り消し、最優先候補者に次いで高い評価点を得た参加事業者を新たに最優先候補者として取り扱う。

7 契約締結

受注者は、本市と契約を締結し、受託業務を実施する。契約手続は、津市契約規則に定めるところによる。

8 プロポーザル実施スケジュール

事項	日程
公告	令和6年11月1日（金）
質問書の提出期限	令和6年11月11日（月）※午後5時まで
質問書の回答	令和6年11月13日（水） ※午後5時15分までにホームページへ掲載
参加申込書提出期限	令和6年11月14日（木）※午後5時まで
参加資格審査（書面審査）	令和6年11月15日（金）
参加資格審査結果通知	令和6年11月15日（金）以降
企画提案書提出期限	令和6年11月22日（金）※午後5時まで
第1次審査（書面審査）	令和6年11月26日（火）～29日（金）
第1次審査結果通知	令和6年12月4日（水）予定
第2次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和6年12月10日（火）
第2次審査結果通知	令和6年12月11日（水）以降速やかに通知

9 情報公開基準

対象		契約締結前	契約締結後
選定条件		○	
プロポーザル方式採用理由		○	
提案書類	提案者名	×	○
	企画提案書	×	○（注１）
	提案見積書	×	△（注２）
	その他提出書類	×	○（注１）
評価票（合計点）		○（注３）	○
評価票（各審査項目点）		×	
委員名簿		○（注４）	
選定結果			○

○：開示、△：一部開示、×：不開示

（注１） 企画提案書及びその他提出書類は、提案者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを開示することにより当該提案者の競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるため、当該提案者の同意が得られる場合のみ開示とする。

（注２） 「一部開示」とは、提案見積書における積算単価及び内訳以外のものを開示することをいう。

（注３） 契約締結前であっても、候補者決定後は、評価票（合計点）を開示することができる。

（注４） 委員名簿は、委員構成のみ開示とし、住所及び電話番号等の個人情報是不開示とする。

（留意事項）

評価票（各審査項目点）については、契約締結前であっても、候補者決定後は、提案者本人からの当該本人に係る情報の請求の場合は開示することができる。

10 その他

- （１） 企画提案書の作成・提出及びプレゼンテーションの参加等の提案に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- （２） 企画提案は、１者１案とする。

- (3) 企画提案に関する提出の変更、差し替えまたは、再提出は認めない。
- (4) 本業務について、企画提案書の提出を辞退した場合においても、不利益な取り扱いを行わないこととする。
- (5) 企画提案書に記載した担当予定者を変更する場合は、事前に本市に届け出ること。ただし、その場合には従前の担当者と同等以上の技術を有することを示す書類等を添付すること。
- (6) 参加事業者が次に挙げる事由に該当した場合は、審査結果等に関わらず、既に決定した事項を取り消し、失格とすることができることとする。
 - ア 本プロポーザルに関して不正あるいは公正さを欠く行為があった場合。
 - イ 本業務の契約締結日までに「3 参加資格要件」に規定するいずれかの要件を欠く者となった場合。
- (7) 社会情勢の急激な変動等のやむを得ない事情による場合を除き、提案内容の不履行や、改善措置を講じてもなお要求水準に満たさない状況が生じた場合、契約金額の減額措置や指名停止等を行う場合がある。
- (8) 受託者は、本業務の全部又は一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務については、あらかじめ再委託調書を提出し、本市の承諾を得たときはこの限りではない。
- (9) 本プロポーザルの仕様書をもとに契約時の仕様書を作成するが、本市の判断で最優先候補者の企画提案書の内容を盛り込むことがあるので、確実に参加事業者が実現できる範囲の提案を行うこと。
- (10) 仕様書及び企画提案書に記載されている全ての作業に対し、津市に別途費用を請求することはできない。

事務局（問合わせ先）
〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号
津市政策財務部広報課 広報担当（津市役所本庁舎3階）
電話：059-229-3111
E-mail：229-3111@city.tsu.lg.jp
担当：渡邊、東川